

四たいのれいじやう、冥道をおどろかし此に請じ奉る、ハア畏れありや此時に、このくかたの諸精靈代の佛てうし、弓と矢のつがひの親、一郎どのより三郎どの、ばんもかはれ水もかはれ、變らぬものは五尺の弓一打てば、寺々の佛壇にひびくのうじゆ、チャレ、ハアなつかしや、よく水をむけて下さつた、わしが弓取のまくらぞい殿も出やろうけれど云々、

五四日光探勝記鈔

「日光探勝記」一冊引書目

平塚、鎌倉大草紙文明九瀧の川、源平盛衰記罷卷治承、東鑑四年三月十二日、堯憲、鎌倉大草紙長祿元年四月、回國雜記、久伊豆宮、東鑑建紀行文明元年十一月、岩槻、年四月、回國雜記、長五年六月卅日、栗橋、利根川、中田、古河、東鑑治承五年閏二月廿三日、宗長紀行、古河城、鎌倉大草紙至德三年五月七日、同十二年八月、東鑑治承五年、嘉慶元年五月十三日、長祿元年十月、野木、東鑑治承五年、倉大草紙長祿二年五月五日、鎌壬生、宗紀行永正六、大田庄鷺宮、東鑑建久四、板橋、源平盛衰記罷卷、赤城、鎌倉大草紙康正二、石神井城、練馬城、鎌倉大草紙、大草紙長祿元年六月、浦和、伊香保、三代實錄貞觀十一年、行田、東鑑成田五郎、鎌倉大草紙文明十年、崎玉津、鴻巣より行田へ又十四、須賀、河原、利根川、新勅撰神祇、萬葉十四、六帖、夫木に歌あり、源平盛衰記治承四年宇治

合戦、鎌倉川股、青柳、回國雜記文明十、大佐貫、東鑑文治五年、大草紙、川股、永廿、伊奈良沼、萬葉十四、小新田山、佐野、林、鎌倉大草紙應永廿、夫木、東鑑正嘉二年、室八島、回國雜記、都のつ、天命、享保四年、朽木、七月十日丁巳、室八島、と永正六年八月、天命、享保四年、七月十日丁巳、室八島、略、足利、東鑑治承五年閏二月廿三日、鎌倉、足利學校、鎌倉大草紙、永正六年八月、安蘇川、新千載、關宿、鎌倉大草紙、結城、物語、藥師寺、年八月、元亨、萬葉十四、裝原、鎌倉大草紙、日、宇都宮、東鑑文治五年七月廿五日、○宇都宮彌三郎、東、粉川寺、回國雜記、慈心院、同、標茅原、新古今釋教、新千載、今市如來寺、性靈集、勝道、日光山二荒神社、續日本後記承和三年十二月廿七日、東鑑建曆、中禪寺、中禪寺私記、左京大夫敦光、日光山三月三年九月十九日、會錄起、二荒山千部會錄起、新和歌集、回國雜記文明十年九月、黑髮山、拾遺、堀川百首、夫木、山菅橋、萬葉十一、慈眼大師傳、羅山、二子山、八雲御抄、藻籬草、下、檀、山、藻籬草、下野、三龜山、八雲、藻籬下、那須野、那須山に日蓮書、堀川百首、一尺、鹽屋、回國雜記、喜連川、回國雜記、四尺五寸、幅一尺、鹽屋、回國雜記、喜連川、回國雜記、五五カマツカの花、枕草子に、「かまつかの花らうたげなり、名ぞうたてげなる、雁の來る花とぞ文字には書たる」云々、柳亭云、此かまつかの花を雁來紅

の別名とする事疑はし、雁來紅は葉の美はしきのみにて、らうたげといふ程の花にはあらず、さて按ふに、雁の來る花といふ前に闕文あるべし、さなければ文義通せず、江戸近在に一尺八寸村とかきてカマツカムラとよめり、鎌の柄は一尺八寸ある物なれば也、よみて思ふ、紫羅傘の和名を一八といふ、斯ればこの一八花をかまつかの花といふにやといへり、(頭書、葉草紅、而兼、黃綠、爲、手、機、錦、雁來而紅、而兼、紫、者、爲、雁來紅、○藻籬草にもまつかの花を雁來紅の一名とす、異名分類も同用、みえたり、今近在の農家に茅き屋根へうみるもの也) 五六百年に一とせ足らずつくも、伊勢物語の「百とせに一とせたらぬつくもがみ」といふ歌、俗書難字をよせたる書などに、白里を九十九里とよめり、百に一たらぬといふ事也、斯ればつくも髪は、つく藻の様に通ひたればなるべけれど、百とせに一年たらぬといふは、白髪といふ事をかすめいひしなるべし、 因に云、九十九神といふ妖怪の畫卷あり、是も土佐家の百鬼夜行には猶及ばで、たらぬといふ心なる柳べし、これも亭の同じ時の談なりき、乙未(天保六年)六月九日來話、 五七甲乙人、寺院の制札に、軍勢甲乙人と云こと

あり、この甲乙人といへるは、別に譯ある事にはあらず、合の軍防令に見えて、一二とか上下とかいへる迄のこと也、古寫本節用集、慶長十二年九月廿一日與作と云、「甲乙人、昔有鴨、争以至、訟庭、甲曰、是某物、乙曰、飯也、割而視之、又予が藏奔の古寫本節用集、慶長十五年、乙曰、飯也、割而視之、又予が藏奔の古寫本節用集、慶長十五年、本、云、「甲乙、又云、魁殿」と見えたり、生駒峯肩云、八の「訴訟人甲乙人と相見え候」など見えて、甲カ、乙カケ、など申物のやうに□□と云ひ、又剛臆のやうにもいへり、委しくは本書に就て見候べけれど、孰れにも説はよろしからず、故に全文を茲に略す、 軍防令義解、「若有先鋒、甲乙斬首五級、丙丁四級、次鋒、而其功勳過多、於次鋒之人、即以甲乙丙丁庚辛、爲歷名次第一之類、又云、「陣列之法、一隊十楯、五楯列前、五楯列後、楯別死兵五人、即以前列廿五人、爲先鋒、後列廿五人、爲次鋒、(頭書、一隊廿五、分ち、其五人を甲乙とし、次の五人を丙丁とする也、軍勢甲乙人は平人と軍勢と分つべき爲にや、さらば兵士に限れる也) 令抄云、「たとへば、某國某郡軍團某隊 先鋒甲乙某 一丙丁某

- 一一戊己某
- 一一庚辛某
- 一一壬癸某

乙未^{◎天保六年}七月四日、栗原柳庵示、

五八チウジャク門

大名の表門の内へ又門あるをチウジャク門と云、チウジャクの文字かねてしれざりしに、或日^{乙未六月十日}岡田宗立方にて、水戸奥祐筆大關幸之進に出逢、彼是ものがたらふ中に、かのチウジャク門とはいかなる文字にかと問ひければ、中雀と書來る由、義をとへども辨へざる由也、其後^{乙未六月一日}大久保長之介に、席上にてかの話したりしに、云へるは、諸侯は南面のものなれば、表門は朱雀に當れり、大内裡も南をば朱雀門といふ、されば表門の又うち立つる故に中雀とはいふにやといへり、この説至當のやうに覺ゆる也、

五九萬療遂

萬療遂と云器、予が家君つねに持ち給ひしが、その來由は、美濃の國の農家にて、藏の鍵にて肩をもみてより思ひつきたるを、心學者植松自謙といふ人傳



蘭名、ランマナス
ストツク

へてより、心學をまなぶ者のもてるもの多かり、其形^フ此の如し、乙未^{◎天保六年}夏館林藩井上三之助方へ用ありて度々行たりしに、右に圖する器あり、予に問けるは、こはわが造れるなれども、この本は蘭物にて、吾侯^{松平右近將監}の用ひ給へる也、蘭名をしらまほしといへるによりて、幡崎鼎に尋ねたれば、右の名なる由を答へぬ、

六〇懸字の謎^{謎四}

河東節吉原道中雙六に云、こひといふ字のなぞかけて、ことばしがらむからいと、とくとくにかれぬ下ごころ云々、此なぞ本歌あり、了阿云、「群書類從家集の部にありと、或人見出しが、再び搜尋に見當ず」といへり、^{頭書、近松作百日曾我一名團扇、曾我といふ義大夫に、この懸字の謎ありといへり、柳亭語}

六一釋殘夢の傳

釋或號寶山不詳其嗣承、永祿中遊化關東、住常州福泉寺東叡山、少時逢^{夢聽禪要}、後謂^{人曰}、吾參而得^{長生之術}矣、宇都宮興禪寺包笠之時、謁有^{問答}、往返^{常陸州民}、月之六齋、郡邑之市往々見^之、其顏貌如^{及七十者}、天正四年三月二十九日、至^{夜二更}、無^{病俄化}、少頃蘇生、呼^{筆書}偈曰、墮^{在無間五逆}、聞^雷、喝^下、瞎^瞽、死^眼、豁^開、喝^一

喝、擲^筆長往、壽一百三十有九、顔色軟潤、不^與常異、國中四衆香華奔瞻、

右本朝高僧傳卷四十四

右、常州福泉寺沙門殘夢傳

六二開元錢の爪痕 開元錢の背に爪痕あるを、世に楊貴妃の爪の痕也といへど妄誕なり、されど唐山にても古くいふと見えて、韻石齋筆談^{知不足齋叢書}に入、云、「開元錢云々、背有^{甲痕}、相傳楊妃以^{爪拂}蠟、摸^形如^{新月}」云々、これらの訛説より吾邦にも傳へたるならん、正しくは文德皇后の爪痕なり、泉志云、「唐武德初、鑄^{開元通寶錢}、初進、蠟^様文德皇后指^{一甲}、故錢上有^{甲痕}焉」と見えたり、

六三光陰如箭

光陰如箭と云ふ事、山谷の詩に見えたり、^{海錄已に記し置たるやう覺}、年^{の矢}と云ふ事も同意にて、過る事の速に止らざるの喩へ也、千字文に年矢とあるは漏刻の事也、

六四鮑貝を切る法

鮑貝を柔にして刃物にて心のまゝに切るには、山査子を入れて貝をよく煮、其上にて切る時は自由にきる、と云、^{未試、乙未十月九日蒸籠話}、十露盤の桁に角を張るは、角を消解して流すと云へり、其法、角をゲヂ〜蟲を入れて煮る

時はとける也、^{ゲヂ〜蟲をつくる法は、ハンの木のわ、芽をつ中のみせるに隨て、蟲の間へ入れ、白水をかけ日なたに置、と化すと云へり、}その解けたるを流して置き、冷るに隨てかたまると云ふ、^{未試、同上}

六五翁草の歌の辨

野宮歌合判者は源順也けり、女房を數多かたせければ、男方より、

霜枯の翁草とは名のれども女郎花には猶なびきけり

となんいひたりける、是は「花色如^{蒸粟}、俗呼爲^{女郎花}、聞^名戲欲^契、偕老^{恐惡}、衰翁首似^霜」と順がかけるによりてよめるにや、いとおもしろし、同難なれどもやさしく覺ゆかし、粟を蒸す事はいかにとや、^{頭書、山谷詩に色如^粟、の句、六の廿^{あり}、}聞かぬやうに覺ゆるに、魏文帝千種大理詞書云、「美玉白如^{截肪}、黑譬^{純漆}、赤擬^{雞冠}、黃伴^{蒸粟}」とあるを見るにこそ、さる事ありと覺えていみじけれ、^{十訓抄、按るに、}魏文帝の書は文選にありて、今の唐本には蒸粟に作れり、寔に粟の佳なるものは、蒸す時は色黄にしてつや、かなり、吾邦古へ未だ印本なき頃の文選には、蒸粟と書ひがめしを傳へたるにや、已に右本文に引證する所、蒸粟とあれば、いよ〜古本には粟に作れると見ゆ、^{この一條、慈延が憐女暗言の説也、}されば今の舶來の本に粟に作るを疑ふ

者もあらんなれども、漢魏の文章四字句なるもの、多くは歎語なり、此文も純漆と蒸粟と韻を協へたるなれば、粟字なる事必せり、又男方の歌に、順が老態を翁草にとりなしよめる事も、只翁といふ詞のみにあらず、翁草漢名白頭公とあれば、首似霜といふ句にもます、叶ひて、古人の言一言半句と雖も必ず據あり、心を用ゆるの深き、なか／＼今世の浮薄と同日にいふべからず、

六六烏帽子の假名 烏帽子の假名エボシに作れり、字音假字用格には、烏をエの假名とし、烏帽子の時、烏の字の假字をを書べし、をの通音なればなり」とあり、

六七靈雲院世代 深川天王山靈雲院起立世代 寶曆八年六月より普請に取懸り、同十月出来

開山放光東明和尚 寶曆八年十一月十五日開山、入院之式取行、寛政四年五月晦遷化、安永九年六月七日遷化、
 二代心應空印和尚 安永九年六月七日遷化、天明四辰年正月五日遷化、
 三代榮本東州和尚 天明四辰年正月五日遷化、
 開山再住
 二代再住安永四年八月廿四日入院、
 四代通山禪達和尚安永八年二月八日入院、

總持寺住
 五代實山探牛和尚安永八年十一月三日遷化、
 六代百蓋龍吟和尚安永九年七月廿四日入院、
 七代光山寛明和尚天明七年十月三日入院、
 八代千鶴大年和尚寛政五年六月十八日入院、
 九代性山義璞和尚文化三年四月廿七日入院、
 十代佛海天龍和尚文化三年八月十四日入院、
 十一代華陵玄棗和尚文化四年七月四日遷化、
 十二代瑞光東蘭和尚文化九年七月十四日遷化、
 十三代雄峯大英和尚文化十年九月十四日入院、
 十四代縁山大因和尚文化十一年七月廿六日遷化、
 十五代無庵雲居和尚文化十四年八月廿八日入院、
 十六代恆山慧常和尚文化十四年八月廿八日入院、
 十七代孝覺慧忠和尚文化十八年六月十日入院、
六八國益 宮川東馬肥後國天草郡教長村十萩原兵藏七男 御國益の儀は、色々組立仕法有と之候ども、端的國民救助御仕縁向、御手あて收納の外にて、御猶豫を附御取掛り第一の儀に付、差當る處左に記す、

鑄錢、當時今邊にて御吹立にて、一文錢、一箇年大數七十五萬貫文吹立候へば、一箇年の處にて金三萬兩位の御益、端的出来可申、委細は組立帳に御座候、

右錢吹立方年限七箇年、御願濟に相成候へば、御益廿一萬兩七箇年の内にて出来仕勿論、其内年々雜用諸掛り一箇年一萬兩の内にて御取計に相成候へば、残り十五萬兩全く御取入に相成り、右に付御仕繰の元請にも御組立御座候はゞ、いかやうの儀も出来可申候、

右の通り鑄錢吹立方、萬事思召通り御取計にも相成り、彌文通り七箇年の内、諸入用の外全く御益分十五萬兩も出来の見込に相成候はゞ、兼て御領内の分、利根川通りにて年々水腐水損にて、御火筒も付兼候御場所五萬石餘も被爲在候儀承り及居候、右の場所趣意之儀は、利根川水はき不宣、銚子口中島出来、右之儀公邊にても前々より同所近邊鹿沼浦通りにて、切割等の御目論も被爲在候へ共、未だそれなりに相成居申候儀、此切わり人用五萬兩前後も御座候はゞ出来之趣、尤此切割出来候へば、公邊にて

も利根川縁り十萬石餘御場所新開同様、御收納にも相成候趣御座候間、其趣被仰立、鑄錢前文之割合通り御願濟の上、追々御益金の内を以て、前文利根川通り切割の場所御引受御取計の御願立に被遊、萬端御見込通り御成就に相成候へば、公邊にても十萬石の御收納相増、又御領分の内も五萬石餘も御收納相増、その土地の士民の憂患も無之、莫大の御恵みにも相成、且は前文鑄錢御益の内にて出来仕十五萬の御益の内にて、五萬兩分右切割の入用に遣ひ、あと十萬兩丈け御仕繰の御足し金にも相成り候はゞ、いかやうの御思召立にても、御收納金の外全く別御入手の金子にて御出来に相成候事、委細組立方其外手續萬端の儀は、數條御内談の上可申、筆端申兼候、右は宮川東馬書取の大意にて、

六九三奉行 町三御奉行録

天正年中	神田與兵衛	慶長年中	土屋權右衛門
右年中	山岡助兵衛	元和三年	三月より
同十八年	倉四郎左衛門	寛永十七年	正月より
慶長六年	より	寛文元年	四月より
一彦坂小刑部		三渡邊大隅守	
		八稻生下野守	
		元禄十五年	閏八月より
		正徳四年	正月より
		享保八年	七月より
		同十六年	八月より

同年 二青山常陸助
同八卯年より 八宮崎若狹守
二内藤修理亮 同八卯年より 松平隼人正
是迄一人役之處兩所 同八卯年より 甲斐庄飛騨守
同十八年より 元禄三年十二月より 八能勢出雲守
十九米津勘兵衛 同十八年より 七松平伊豆守
寛永八年より 同十年四月より 一石河土佐守
五堀式部少輔 同十二年十一月より 同九年九月より 二柳生主膳正
四酒井因幡守 同十六年七月より 同八年九月より 五初鹿野河内守
同十六年七月より 同十六年七月より 三小田切土佐守
三朝倉石見守 同十六年七月より 八永田備前守
慶安四年六月より 同十六年七月より 八永田備前守
九石谷左近將監 同十六年七月より 八永田備前守
萬治二年三月より 同十六年七月より 八永田備前守
九島田出雲守 同十六年七月より 八永田備前守
寛文七年閏二月より 同十六年七月より 八永田備前守
十五北條安房守 同十六年七月より 八永田備前守
延寶九年四月より 同十六年七月より 八永田備前守
十三川口攝津守 同十六年七月より 八永田備前守
元禄六年十二月より 同十六年七月より 八永田備前守
三保田越前守 同十六年七月より 八永田備前守
寛永元年十月より 同十六年七月より 八永田備前守
十四松野壹岐守 同十六年七月より 八永田備前守
享保二年二月より 同十六年七月より 八永田備前守
廿大岡越前守 同十六年七月より 八永田備前守
元文元年八月より 同十六年七月より 八永田備前守
四松波筑後守 同十六年七月より 八永田備前守
同四年九月より 同十六年七月より 八永田備前守
二水野備前守 同十六年七月より 八永田備前守
同五年十二月より 同十六年七月より 八永田備前守
七島長門守 同十六年七月より 八永田備前守

延享三年七月より 五馬場讚岐守
寛延三年三月より 五山田伊豆守
寶曆四年正月より 五土屋越前守
明和五年五月より 十七牧野大隅守
天明四年三月より 六山村信濃守
寛政元年九月より 池田筑後守
同七年六月より 二坂部能登守
同八年九月より 三村上肥後守
同十年十一月より 式根岸肥前守
文化十二年十一月廿四日より 六岩瀬伊勢守
文政三年四月廿日より 荒尾但馬守
南筒井伊賀守 今紀伊 北大草能登守 今安房
天保十一 遠山左衛門尉
年二月

七〇霹靂水銀の製法 スラククイッキシルフル方
銀、霹靂水
水銀十錢を硝石酸十二匁の中に溶解し、アルコー
ル焼酎の酒精 二錢を加へ、此を湯煎にし、稠密なる
濃氣を發するを度とし、湯より卸す、其冷る間に小

芒を加ふ、

此藥を製する時は、萬事慎重にして輕忽にする事
勿れ、近來アムステルダムの名譽ある分離術者テ
アイルレイ、此藥に因て手腕を傷失せり、
スラクゴードの方金銀
ソートシユールゴード海鹽精の中に於て金
を溶解したる物、の中に流動ア
ムモニアクを滴落し、微火を以て乾す時は、黄色な
るスラクゴードを得る也、ヘルトレット人名、發明する、
スラクシルフル方銀露
サルベイトルシユールシルフル硝石酸の中に於て銀
中にホットアス灰をもつ、或は石灰水を加へ、若し猛烈
に爲んと欲ば、斯四厘八毛アムモニアクを加へ、此
をして自ら乾燥せしむ、
喘蘭醫小野寺玄適所レ寄霹靂諸方、皆所下翻譯西
書而得也、滄海遺珠豈可不珍乎、止レ戈之際、本
所不レ急、但奈老生一點婆心未レ死、欲レ以朝家折衝
禦誨之用、觀者幸毋下以奇淫見目則可、藤川綱次郎
右衛門傳
七一須彌山の歌 世俗大雜書と云ふ陰陽家めきた
る書に、須彌山の圖を畫き、その傍に「北は黃に南
は青く東白西くれなゐにそめいろの山」と云歌を書

けり、(頭書、還魂紙料上廿三々)須彌山汁の條に、謠曲歌占に、北
は黃に南は青く東白西紅にそめいろの山、これは須彌山をよみ
たる歌にて候、此歌日本紀通證には
泉式部とあれども、出所を知らず、)
蘇命路は須彌の一名にて、殊の外はたらきたる歌な
り、此頃應仁記を讀るに、京師のありさまをいふ條
に、「毘沙門谷に梅坊百梅を盡して、木密にきり山を
作りて、色々に谷嶺をこそ通しけれ、北は黃に南は
青く東白西紅に染色の山とは此事にや在りけりと、
云ぬ人こそ無りけれ」云々、上の七々、か、れば此歌も、
保布本、古くより人口に膾炙するとみえたり、須彌山、北は金山、
琉球峯、東は銀山なり、蘇迷魯之山は翻
して妙高山と譯す、須彌のことなり、西は紅琥珀、南は吹

七二醉中謾吟の詩 迂仙 偶作
醉來意氣欲沖天 鯨抹鯨吞輕聖賢
二十年來糟粕業 到頭唯作酒中仙
七三エビス紙 紙の隅の處餘れるを、世にエビス
紙といへり、之は神の立残りと秀句なる山、十月は
神なし月とて、諸國の神々出雲へ立給ふ由なるに、こ
の恵比須神計りは、十月廿日夷講とて商家にて祭れ
る故、諸社の神の出雲へ立給ふに殘れる意にとりな
し、紙の裁のこりといふ也とぞ、米平話米平
は鈴木氏

七四風占 風の占

子辰申 丑巳酉 寅午戌 卯未亥
逢て吹く 一日 半時 一時

子はながし丑は一日寅は半卯は一時とわかれてしるべし

丁酉^{天保}八年春二月十三日輪池翁語、

七五文武の語 令レ之以レ文、齊レ之以レ武、孫子行軍

云、文仁也、

文武濟美、宋文天祥

有ニ文事一者、必有ニ武備、史記孔子

文經武緯、清水正徳

藏印、

伊藤千可良
本居清造 校

海
錄
終

大正四年十一月二十日印刷
大正四年十一月廿五日發行

(海錄)
非賣品



編輯
兼
行
者

早川純三郎

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者

印刷
者

檜山定吉

東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷
所

友文社印刷所

東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行
所

國書刊行會

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

B 164

大正四年十一月二十日

大正四年十一月二十日



表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

終